

## 宮崎県議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、平成26年8月末日までに25の都道府県及び政令指定都市において反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、内閣官房長官及び法務大臣等宛）に提出する意見書が採択されておりましたが、本年12月2日に宮崎県議会においても地方自治法第99条の規定による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No. 24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、平成24年11月15日「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたことについて、全国知事会が、『本法律案は、国の出先機関の事務を地方公共団体に移譲することにより、

二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化が図られることや、基礎自治体の意見を大きく反映させることを可能とするなど、真の分権型社会の実現に大きく寄与するものである。

本会（全国自治会）においても、法案を速やかに提出することを強く求めており、法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、この間の関係者の尽力に敬意を表したい。今般、衆議院議員総選挙が行われるが、各政党においては、法案に対する論議を深めていただき、選挙後に早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望むものである。

本会（全国自治会）においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。』との声明発表を行ったことから、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

なお、選挙期間中のニュースの発信につきましては、控えさせていただきました。これにより報告の遅れましたことをお詫び申し上げます。

詳細については以下のとおりです。

地方議会採択一覧

	議会	採択若しくは 意見書日付	各議会の HP 該当ページ
1	大阪府	2011年3月16日	<a href="http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html">http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html</a>
2	神奈川県	2011年10月14日	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01</a>
3	富山県	2011年12月13日	<a href="http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html">http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html</a>
4	茨城県	2011年12月20日	<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2">http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2</a>
5	静岡県	2012年3月16日	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1">http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1</a>
6	福島県	2012年3月16日	<a href="http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf">http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf</a>
7	北海道	2012年3月23日	<a href="http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9">http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9</a>
8	鹿児島県	2012年3月26日	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html</a>
9	東京都	2012年6月20日	<a href="http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html">http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html</a>
10	横浜市	2012年6月21日	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html</a>
11	和歌山県	2012年6月29日	<a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html</a>
12	岐阜県	2012年7月5日	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html</a>
13	千葉県	2012年7月6日	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html</a>
14	高知県	2012年7月6日	<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html</a>
15	大分県	2012年9月20日	<a href="http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken">http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken</a>
16	長野県	2012年9月28日	<a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10">http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10</a>
17	徳島県	2012年10月12日	<a href="http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html">http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html</a>
18	埼玉県	2012年10月15日	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html</a>
19	石川県	2012年12月19日	<a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html</a>
20	山梨県	2013年3月22日	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1">http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1</a>
21	名古屋市	2013年12月6日	<a href="http://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000054/54230/chihouhenojou-ikensyo.pdf">http://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000054/54230/chihouhenojou-ikensyo.pdf</a>
22	奈良県	2014年3月25日	<a href="http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35183">http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35183</a>
23	三重県	2014年6月27日	<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/iken/2014/2014-6/iken-4-touki.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/iken/2014/2014-6/iken-4-touki.htm</a>

24	佐賀県	2014年7月4日	<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/gikai/singikekka/gjiroku/_81308/_81311/_81655.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/gikai/singikekka/gjiroku/_81308/_81311/_81655.html</a>
25	滋賀県	2014年8月12日	<a href="http://www.shigaken-gikai.jp/g07_kenView.asp?SrchID=628&amp;bunrui=&amp;keyword1=&amp;keyword2=">http://www.shigaken-gikai.jp/g07_kenView.asp?SrchID=628&amp;bunrui=&amp;keyword1=&amp;keyword2=</a>
26	宮崎県	2014年12月2日	<a href="#">注: 県議会 HP には 2014.12.9 現在においては、未掲載</a>

# F A X 送信票

(本票含め2枚)

平成26年12月8日

土地家屋調査士会 御中

意見書について

お世話になります。  
御依頼の意見書を送付します。  
どうぞ、よろしくお願ひします

宮崎県議会事務局 議事課 議事担当 松本

電 話：0985-26 7216

F A X：0985-32-0227

E mail: matsumoto cijj@pref.miyazaki.lg.jp

意見書・決議の詳細情報

意見書第11号 登記の事務および権限等の地方への移譲に反対する意見書

番号	意見書第11号 (平成26年)	議決年月日	平成26年8月12日
結果	可決		

意見書第11号

登記の事務および権限等の地方への移譲に反対する意見書

政府においては、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部を中心に、国から地方への事務および権限の移譲等についての検討を進めてきた。

国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への事務および権限の移譲等については、税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも推進されるべきであることは言うまでもない。

しかしながら、法務局が担う登記事務は国民の重要な財産を守り、取引の安全に資する事務であることから、中立性や公正性が強く求められる。また、国民の権利擁護に係るものでもあることから、法解釈や運用に統一性が求められ、全国的な事務処理基準を維持する必要がある。

また、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門知識とそれに裏付けられた判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように十分配慮しなければならず、登記事務に従事する専門職員の教育や研修についても、長期的な視点をもって、引き続き国が一元的かつ体系的に行う必要がある。

よって、国会および政府におかれては、法務局が担う登記の事務および権限等を地方への移譲対象としないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月12日

滋賀県議会議長 赤 堀 義 次

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

41010 1101

平成26年12月2日

宮崎県土地家屋調査士会  
会長 鎌山 隆光 様  
宮崎県土地家屋調査士政治連盟  
会長 湯地 達也 様

宮崎県議会議長 福井 作弥



請願の審査結果について（通知）

下記の請願は、平成26年11月定例県議会において、審査の結果、採択となりましたので、宮崎県議会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）第83条の規定により通知します。

なお、本請願の趣旨に基づき、県議会として関係機関に対し「登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書」を平成26年12月2日付けで提出しましたので、併せてお知らせいたします。

記

請願件名 登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書提出についての請願  
（平成26年11月18日受理）

（文書取扱 県議会議務局議事課）

登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する  
意見書提出についての請願

平成26年11月 日

紹介議員